



「住民異動届」のご案内



住民課 ☎55-3112

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

住所や家族構成などが変わるときは、所定の期間内の届出をお願いします。

住民異動届の際の留意事項

- 届出の際には届出の方の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード・パスポート等）をご持参ください。

- 本人または同一世帯員以外の方が届出される場合は委任状が必要になります。

○受付時間 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

届出の内容	届出期間・持参するもの
転入届 他市区町村から 平田村への 引っ越し	引っ越しした日から14日以内 (1)転出証明書（前住所地から発行されたもの） ※住民基本台帳カード・マイナンバーカードでの転入の場合はカードを持参してください。 (2)窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） (3)マイナンバーカード（お持ちの方） (4)在留カード（外国人の方） (5)届出人の印鑑
転居届 村内の中で 引っ越しを された方	引っ越しした日から14日以内 (1)窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） (2)マイナンバーカード（お持ちの方） (3)在留カード（外国人の方） (4)届出人の印鑑 (5)平田村から交付されている各種資格証 国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険証 介護保険被保険者証 各種医療助成の受給者証など
転出届 平田村から 他市区町村へ 引っ越しを される方 ※引っ越し先の 住所、世帯主、 引っ越し予定日 等の確認をお願い します。	引っ越しする予定日の14日前から (1)窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） (2)在留カード（外国人の方） (3)届出人の印鑑 (4)平田村から交付されている各種資格証 国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険証 介護保険被保険者証 各種医療助成の受給者証など (5)住民基本台帳カード（交付を受けている場合） ※新住所地での手続きは、引っ越してから14日以内に行ってください。 すでに新しい住所地へ引っ越したなどの理由で窓口に来庁できない場合は、郵送で手続きができます。次のものを下記あてに郵送してください。 (1)必要な事項を記載した用紙 ①平田村での住所 ②新しい住所 ③転出日 ④引っ越しをする方の氏名・生年月日 ⑤日中連絡の取れる電話番号 (2)返信用封筒（送付先を記入し、切手を貼ったもの） (3)本人確認書類（運転免許証など）の写し (4)平田村で交付されている各種資格証（保険証等） 送付先 〒963-8292（住所記載不要） 平田村役場住民課
世帯主変更・ 世帯合併・ 世帯分離	変更があった日から14日以内 ※住所の異動はなく、世帯の構成等に変更があった場合等の届出 (1)窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） (2)平田村から交付されている各種資格証 国民健康保険被保険者証 各種医療助成の受給者証など

3月26日(金)・4月2日(金) 臨時延長窓口開設

住民異動や各種証明書の交付申請が多いこの時期に、臨時延長窓口を開設します。

臨時延長窓口の内容	
開設日時・場所	令和3年3月26日(金)・令和3年4月2日(金) 午後5時15分～午後7時00分 平田村役場住民課窓口
取扱業務	(1)住民異動届(転入・転出・転居・世帯変更届)の受付 (2)住民票関係証明書、戸籍関係証明書の交付 (3)印鑑登録の手続き、印鑑証明書の交付 (4)マイナンバーカードの受け取り(事前予約制です。ご希望の場合は住民課へご連絡ください。☎55-3112) (5)戸籍届出 ※預かりとなり、平日開庁時に来庁していただく場合があります。 (6)国民健康保険の加入・喪失届
その他	(1)上記以外の業務は取り扱いできません。 上記以外の業務に係る申請等は、お預かりするだけとなります。 (2)他の行政機関に問い合わせが必要となるものなどは、当日手続きが完了しない場合もあります。 (3)本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)をご持参ください。

電話予約による住民票等の時間外交付

仕事の都合などで窓口開設時間内に来庁できない方のために、電話予約による時間外交付を行っています。

時間外交付の内容	
予約時間・予約先	受取日当日の午前8時30分～午後5時00分 ※土日祝祭日の受け取りを希望される場合は、受取直前の開庁日に予約をしてください。 住民課 ☎55-3112
予約できる証明書	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書 ※予約は、本人または同一世帯の方に限ります。
予約時に伝える内容	(1)氏名 (2)住所 (3)予約内容(証明書の種類・枚数等) (4)使い道 (5)受取人 (6)受取に来る時間
交付場所・時間	平田村役場住民課窓口 平日 午後5時15分～午後6時00分 土日祝祭日 午前9時00分～午後4時30分
交付を受ける際の注意事項等	(1)本人確認書類・印鑑をご持参ください。 (2)印鑑証明書受取の場合は印鑑登録証が必要です。 (3)窓口で交付申請書を記入していただきます。 (4)電話予約時の受取人と違う方が来庁した場合は、証明書等を交付できません。 (5)交付手数料はすべて1通200円です。